
II. 公共交通機関の施設

1. 出入口

施行規則

公共交通機関の施設

別表第2 [2の表 公共交通機関の施設に関する整備基準] (1項 出入口)

1.1 基本的な考え方

我々の生活において、移動は、自らの生活を豊かにしていくために必要不可欠な行動である。そのため、公共交通機関の施設についても、建築物の場合以上に、障害者、高齢者等すべての人が安全、かつ、円滑に利用できるように、配慮をすることが重要である。

出入口は、必要な幅員の確保、通行の支障となる段がないこと、円滑に使用できる開閉方法等に配慮する。

1.2 整備箇所

- (1) 直接地上へ通ずる出入口(1以上)
- (2) 駐車場へ通ずる出入口(1以上)
- (3) 不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口(1以上)

1.3 整備内容

直接地上へ通ずる出入口、駐車場へ通ずる出入口及び不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口のうち、それぞれ1以上は、「1.建築物」の「1.出入口」に定める構造とすること。

2. 改札口

施行規則

公共交通機関の施設

別表第2 [2の表 公共交通機関の施設に関する整備基準] (2項 改札口)

2.1 基本的な考え方

車いす使用者、視覚障害者や高齢者等が利用しやすい構造の改札口を設けるようにする。

2.2 整備箇所

- (1) 改札口(1以上)

2.3 整備内容

(1)改札口

改札口のうち、1以上の改札口は、次に定める構造とすること。

1)幅員

表2-1

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 幅員(内法) ^{のり} ≥80 c m
●基準に適合する整備内容	① P91 図 2-1 参照
◎望ましい整備内容	① 幅員(内法) ^{のり} ≥90 c m

2. 改札口

施行規則

公共交通機関の施設

別表第2 [2の表 公共交通機関の施設に関する整備基準] (2項 改札口)

2) 段差

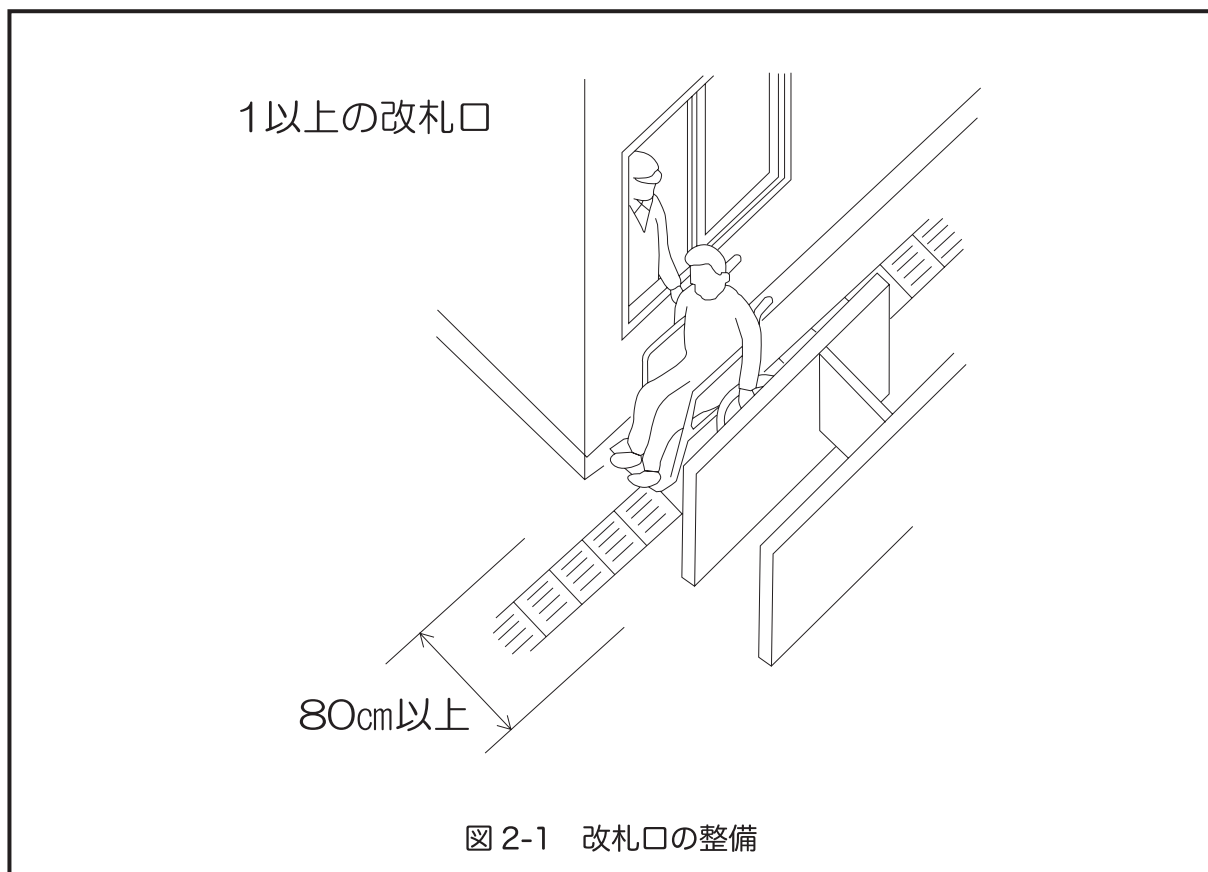
表2-2

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 通行する際に支障となる段差(※1)を設けないこと。 ※1 高低差が1~2cm程度で丸みを持つ段、又はすりつけを行った段以外の段差をいう。
●基準に適合する整備内容	① P32 1. 建築物 図 1-3 参照
◎望ましい整備内容	—

3) 誘導用床材及び注意喚起用床材

表2-3

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 誘導用床材及び注意喚起用床材を適切に敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。
●基準に適合する整備内容	① 形状は点や線の高さ、形等がJIS規格化されたものを使用する。(P155 第3章 図 1-6 参照) ② 材質は、十分な強度を有し、歩行性、耐久性、耐摩耗性に優れたものを使用すること。
◎望ましい整備内容	① 色は黄色とする。 ② P152 第3章「誘導用・注意喚起用床材」参照



3.1 基本的な考え方

通路等(通路その他これに類するもの)は、障害者、高齢者等すべての人が安全に通行できるようにする。車いす使用者等の利用に支障のないように十分な幅員の確保や傾斜路等による段差の解消を行う。視覚障害者の利用のために誘導用床材、注意喚起用床材の敷設を行う。

3.2 整備箇所

- (1) 床仕上げ
- (2) 段差を設ける場合
- (3) 排水溝を設ける場合
- (4) 幅員
- (5) 車いすの転回
- (6) 戸の仕様
- (7) 誘導用床材及び注意喚起用床材
- (8) 改札口から乗降場に至る経路に高低差がある場合(それぞれ1以上)

3.3 整備内容

(1) 通路等

通路等は「1.建築物」の「7.敷地内の通路」(1)から(3)まで及び(4)の1)、3)及び4)に定める構造とし、誘導用床材及び注意喚起用床材を適切に敷設すること。

(2) 改札口から乗降場に至る経路の高低差

改札口から各乗降場に至る経路において高低差がある場合は、各乗降場に至るそれぞれ1以上の経路においては「1.建築物」の「7.敷地内の通路」(6)に定める構造の傾斜路及びその踊り場、昇降機若しくは車いす使用者用特殊構造昇降機、又は「1.建築物」の「4.エレベーター」に定める構造のエレベーターを設けること。

4. 階段

施行規則

公共交通機関の施設

別表第2 [2の表 公共交通機関の施設に関する整備基準] (4項 階段)

4.1 基本的な考え方

階段は、高齢者やつえ使用者等すべての人が安全に利用できるように、仕上げや形状、手すりなどに十分配慮を加える。視覚障害者のために注意喚起用床材を敷設し、段を識別しやすいようにして、転落等事故に対する安全性を確保する。

4.2 整備箇所

(1) 階段

4.3 整備内容

(1) 階段

不特定かつ多数の者が利用する階段は、「1.建築物」の「3.階段」に定める構造とする。

5. 昇降機

施行規則

公共交通機関の施設

別表第2 [2の表 公共交通機関の施設に関する整備基準] (5項 昇降機)

5.1 基本的な考え方

エレベーターは、障害者、高齢者等すべての人にとって、最も便利で安全な垂直移動手段であり、階段による移動が必要な公共交通機関の施設については、車いす使用者、視覚障害者等に配慮したエレベーターを設置する。

5.2 整備箇所

(1) エレベーター

5.3 整備内容

(1) エレベーター

前年度における1日当たりの乗降客数が5,000人以上の施設の「2.改札口」に定める改札口から乗降場に至る経路に5m以上の高低差がある場合は、その1以上の経路に、「1.建築物」の「4.エレベーター」に定める構造のエレベーターを設けること。

6. 乗降場

施行規則

公共交通機関の施設

別表第2 [2の表 公共交通機関の施設に関する整備基準] (6項 乗降場)

6.1 基本的な考え方

乗降場は、視覚障害者等の転落を防止するため、縁端には注意喚起用床材の敷設、端部には転落防止柵の設置を行うなど障害者、高齢者等が安全で円滑に利用できるように配慮する。

6.2 整備箇所

(1) 乗降場

6.3 整備内容

(1) 乗降場

1) 床仕上げ

表 6-1

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	—

2) 縁側

表 6-2

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 縁側には、注意喚起用床材を敷設すること。
●基準に適合する整備内容	① 形状は点や線の高さ、形等がJIS規格化されたものを使用する。(P155 第3章 図1-6 参照) ② 材質は、十分な強度を有し、歩行性、耐久性、耐摩耗性に優れたものを使用すること。
◎望ましい整備内容	① 色は黄色とする。 ② P150 第3章 図6-1 参照 ③ P163 第3章 「(県内事例)5. 乗降場」 参照 ④ P152 第3章 「誘導用・注意喚起用床材」 参照

3) 両端(注意喚起用床材)

表 6-3

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 両端には、注意喚起用床材を敷設すること。
●基準に適合する整備内容	① 形状は点や線の高さ、形等がJIS規格化されたものを使用する。(P155 第3章 図1-6 参照) ② 材質は、十分な強度を有し、歩行性、耐久性、耐摩耗性に優れたものを使用すること。
◎望ましい整備内容	① 色は黄色とする。 ② P152 第3章 「誘導用・注意喚起用床材」 参照

4) 両端(さく)

表 6-4

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 両端には、転落を防止するためのさくを設けること。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	—

7.1 基本的な考え方

障害者、高齢者等の外出や建築物の利用を促進する上で、障害者、高齢者等が利用しやすい便所を設ける必要がある。このため、便所を設ける場合、車いす使用者等が円滑に利用できるよう配慮した1以上の多機能便房や、障害者、高齢者等の利用に配慮した構造の便所を設ける。

7.2 整備箇所

- (1) 前年度における1日あたりの平均乗降客数が5,000人以上の施設の不特定かつ多数の者が利用する便所
- (2) 不特定かつ多数の者が利用する便所
- (3) 用途面積の合計が2,000㎡以上の施設に設ける多機能便房(1以上)
- (4) 用途面積の合計が2,000㎡以上の施設に設ける便所

7.3 整備内容

(1)多機能便房の設置(前年度における1日あたりの平均乗降客数が5,000人以上の施設)
前年度における1日あたりの平均乗降客数が5,000人以上の施設に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、次に定める基準に適合するものとする。

1)多機能便房及び多機能便房のある便所

「1.建築物」の「5.便所」(1)に定める基準に適合する多機能型便房を1以上(男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上)設けること。

2)男子用小便器のある便所

「1.建築物」の「5.便所」(3)に定める基準に適合する便所を1以上設けること。

(2)手すり等設置便房の設置(不特定かつ多数の者が利用する便所)

不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、次に定める基準に適合するものとする。

1)手すり等設置便房及び手すり等設置便房のある便所

「1.建築物」の「5.便所」(2)に定める基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上)設けること。

2)男子用小便器のある便所

「1.建築物」の「5.便所」(3)に定める基準に適合する便所を1以上設けること。

(3)用途面積 \geq 2,000㎡の公共交通機関の施設の多機能便房(簡易式ベッド)

表 7-1

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 用途面積の合計が2,000㎡以上の公共交通機関の施設に設けられる(1)に定める多機能便房のうち1以上(男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上)の多機能便房には、簡易式ベッドを設けること(※1)。 ※1 おむつの交換時や体の不自由な人の衣服の着脱時等、幅広い利便性に配慮したもの。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	① P132 第3章 図 5-9 参照

7. 便所

施行規則

公共交通機関の施設

別表第2 [2の表 公共交通機関の施設に関する整備基準] (7項 便所)

(4)用途面積 $\geq 2,000\text{m}^2$ の公共交通機関の施設の便所(オストメイト対応設備)

用途面積の合計が $2,000\text{m}^2$ 以上の公共交通機関の施設に、不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、「1.建築物」の「5.便所」(5)の1)、2)及び(6)の1)、2)に定める基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上)を設けること。

8. 駐車場

施行規則

公共交通機関の施設

別表第2 [2の表 公共交通機関の施設に関する整備基準] (8項 駐車場)

8.1 基本的な考え方

車いす利用者等が公共交通機関の施設を利用する場合、自動車は便利で有効な移動手段を担っているため、駐車場を設ける場合、すべての人が安全で円滑に利用できるよう配慮する。

8.2 整備箇所

- (1) 幅員350cm以上の車いす使用者用駐車施設の設置台数
- (2) 幅員250cm以上の移動に配慮が必要な人のための駐車施設の設置台数
- (3) 優先駐車施設から施設の出入口までの距離
- (4) 優先駐車施設の表示方法
- (5) 施設の出入口から優先駐車施設に至る通路(1以上)

8.3 整備内容

不特定かつ多数の者が利用する駐車場は、「1.建築物」の「6.駐車場」に定める基準に適合すること。

9. カウンター及び記載台

施行規則

公共交通機関の施設

別表第2 [2の表 公共交通機関の施設に関する整備基準] (9項 カウンター及び記載台)

9.1 基本的な考え方

カウンター、記載台を設ける場合は、車いす利用者等が円滑に利用できるように、適切な高さ、ゆとりある下部スペースの確保など、障害者、高齢者等の利用に配慮する。

9.2 整備箇所

- (1) カウンター及び記載台(1以上)

9.3 整備内容

(1)カウンター及び記載台

不特定かつ多数の者が利用するカウンター及び記載台を設ける場合は、1以上のカウンター及び記載台は、「1.建築物」の「12.カウンター及び記載台」に定める構造とすること。

10. 公衆電話台

施行規則
別表第2 [2の表 公共交通機関の施設に関する整備基準] (10項 公衆電話台)

公共交通機関の施設

10.1 基本的な考え方

車いす利用者等が円滑に利用できるようにダイヤルの高さ、スペースに配慮し、聴覚障害者用のための音量増幅装置付電話機等を設けるなど、障害者、高齢者等の利用に配慮する。

10.2 整備箇所

(1) 公衆電話台(1以上)

10.3 整備内容

(1)公衆電話台

公衆電話台を設ける場合は、1以上の公衆電話台は、「1.建築物」の「13.公衆電話台」に定める構造とすること。

11. 券売機

施行規則
別表第2 [2の表 公共交通機関の施設に関する整備基準] (11項 券売機)

公共交通機関の施設

11.1 基本的な考え方

記載台等や電話機等の場合と同様に、車いす使用者等が円滑に利用できるように、適切な高さ、ゆとりのある下部スペースの確保など、障害者、高齢者等の利用に配慮する。

11.2 整備箇所

(1) 券売機(1以上)

11.3 整備内容

(1)券売機

券売機を設ける場合は、1以上の券売機は、次の基準に適合するものとする。

1) 金銭投入口及び操作ボタン

表 11-1

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 金銭投入口及び操作ボタンは、障害者、高齢者等の利用に配慮したものとする。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	① 幼児・児童等の利用にも配慮したものを設ける。 ② P163 第3章「(県内事例)6.券売機」参照

2)点字表示

表 11-2

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 点字による表示を行うこと。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	① 音声による案内をする。

12.1 基本的な考え方

案内板等は、障害者、高齢者等にとって分かりやすいように、高さ、文字の大きさ、表示等に配慮する。特に、視覚障害者、聴覚障害者等でも円滑に利用できるように配慮することが大切である。

12.2 整備箇所

- (1) エレベーター、車いす使用者用特殊構造昇降機、便所、優先駐車施設の配置を表示した案内板等(1以上)
- (2) 案内板等
- (3) 案内所
- (4) 視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した避難用誘導灯

12.3 整備内容

公共交通機関の施設等で、用途面積の合計 $\geq 1,000\text{m}^2$ の公共交通機関の施設、又はその敷地には、当該公共交通機関の施設、その敷地内の「5.昇降機」「7.便所」「8.駐車場」に定める構造施設の配置を表示した「1.建築物」の「15.案内板等」(1)から(3)に定める基準に適合する案内板その他の設備を1以上設けること。ただし、当該施設の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。

Ⅲ. 道路

1.1 基本的な考え方

歩道は、障害者、高齢者等を含むすべての人にとって、移動スペースとして重要な公共的空間である。このため、障害者、高齢者等が安全、かつ、円滑に通行できるように、車いすやつえ使用者の利用に支障のない幅員の確保、車道とのすりつけ、排水溝など車いす使用者の利用への配慮、誘導用床材や注意喚起用床材の使用による視覚障害者への配慮等を行う。

1.2 整備箇所

(1) 歩道

1.3 整備内容

(1) 歩道

1) 歩車分離

表 1-1

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 歩道と車道とは、工作物により分離すること。
●基準に適合する整備内容	① 歩道と車道との段差は2cm(※1)を標準とする。(P100 図 1-1 参照) ※1 バリアフリー新法：道路移動等円滑化基準第二章第九条 「横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2cmを標準とするものとする。」
◎望ましい整備内容	—

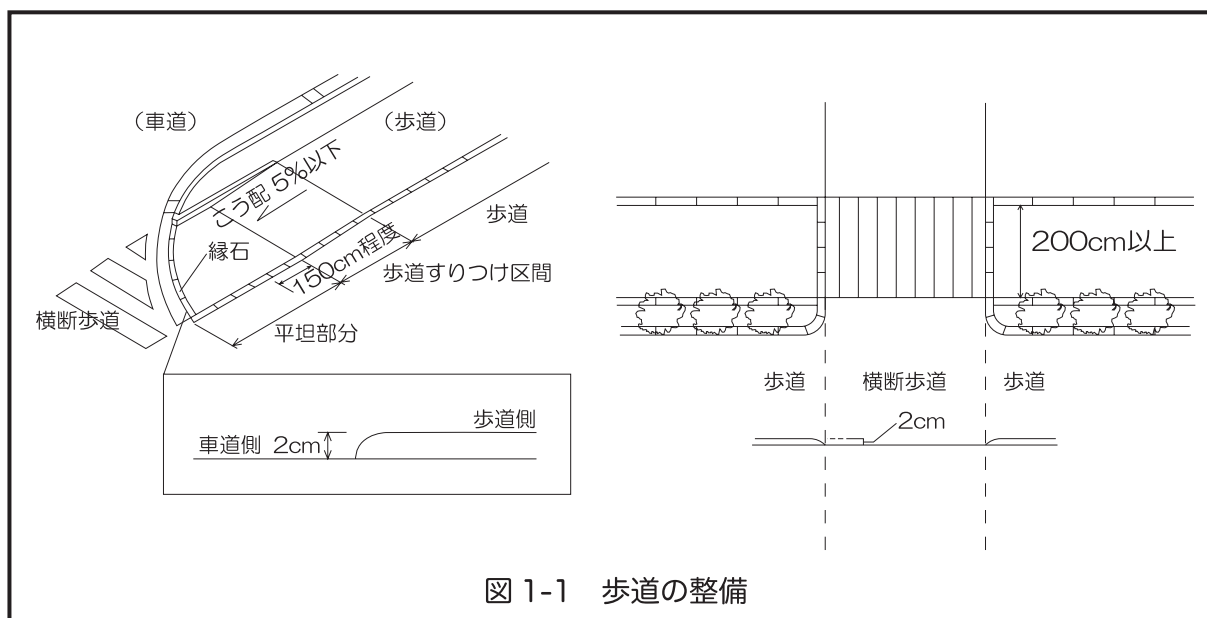


図 1-1 歩道の整備

2) 幅員

表 1-2

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 歩道の幅員 ≥ 200 cm
●基準に適合する整備内容	① P100 図 1-1 参照
◎望ましい整備内容	—

3)仕上げ等

表 1-3

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 表面は、平坦とし、かつ、滑りにくいものとする。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	—

4)排水溝

表 1-4

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 排水溝を設ける場合は、溝ふたは、滑りにくい仕上げとし、車いすのキャスター、つえ等が落ち込まない構造とすること。
●基準に適合する整備内容	① 溝ふたは、格子型の場合、短辺方向 1.5cm以下、長辺方向 5cm以下とする。(P67 1. 建築物 図 7-1 参照)
◎望ましい整備内容	—

5)すりつけ

表 1-5

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 歩道の巻き込み部、横断歩道における歩道と車道とのすりつけ、及び、中央分離帯と車道とのすりつけのこう配は、12分の1を超えないこと。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	—

6)注意喚起用床材

表 1-6

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 公共交通機関の施設と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道、その他の視覚障害者の歩行が多い歩道には、必要に応じて、誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。
●基準に適合する整備内容	① 形状は点や線の高さ、形等が J I S規格化されたものを使用する。(P155 第3章 図 1-6 参照) ② 材質は、十分な強度を有し、歩行性、耐久性、耐摩耗性に優れたものを使用すること。
◎望ましい整備内容	① 色は黄色とする。 ② P152 第3章「誘導用・注意喚起用床材」参照

2. 横断歩道橋及び地下横断歩道

施行規則 別表第2[3の表 道路に関する整備基準]
(2項 横断歩道橋及び地下横断歩道)

道路

2.1 基本的な考え方

歩行者の円滑な移動のため、歩行動線を連続させることは望ましいが、大きな段差が生じることは、歩行者にとって、本来好ましいものではない。交通安全上止むを得ず設置せざるを得ない場合には、障害者や高齢者等でも円滑に利用できるように配慮した構造とすることが重要になる。傾斜路及びその踊り場、両側に設置する手すり並びに表面の仕上げ等の配慮すべき事項の具体的内容については、建築物においてそれぞれ該当する各項目の内容を参考にすることが望まれる。

2.2 整備箇所

(1) 横断歩道橋及び地下横断歩道

2.3 整備内容

(1) 横断歩道橋及び地下横断歩道

横断歩道橋及び地下横断歩道を設ける場合は、次に定める構造とすること。

1) 回り段の禁止

表 2-1

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 階段には、回り段を設けないこと。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	① P151 第3章 図2-1、図2-2 参照

2) 手すり

表 2-2

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 階段、傾斜路並びにこれらの踊り場には、両側に手すりを設けること。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	① P151 第3章 図2-1 参照

3) 床仕上げ

表 2-3

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	① 可能な限り、スロープ方式とすること。 ② 必要に応じて、点字案内板を設置すること。

IV. 公園

1.1 基本的な考え方

公園の出入口のうち、1以上の出入口は、障害者、高齢者等すべての人が安全で快適に利用できるように、必要な幅員の確保や段差の解消等を配慮する。また、こう配が生じる場合には、車いす使用者が昇降しやすい範囲内のこう配ですりつけるようにする。

1.2 整備箇所

(1) 出入口(1以上)

1.3 整備内容

(1)出入口

1以上の出入口は、次に定める構造とすること。

1)幅員

表 1-1

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 幅員(内法) ^{のり} ≥120cm
●基準に適合する整備内容	① P105 図1-1参照
◎望ましい整備内容	—

2)段差

表 1-2

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 通行する際に支障となる段差(※1)を設けないこと。 ※1 高低差が1~2cm程度で丸みを持つ段、又はすりつけを行った段以外の段差をいう。
●基準に適合する整備内容	① P32 I.建築物 図1-3参照
◎望ましい整備内容	—

3)仕上げ

表 1-3

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	—

4)高低差

表 1-4

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 高低差がある場合は、12分の1を超えないこう配ですりつけること。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	—

5) 車止めのさく

表 1-5

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 車止めのさくを設ける場合は、さくとさくの間隔 $\geq 90\text{cm}$ とすること。
●基準に適合する整備内容	① P105 図 1-1 参照
◎望ましい整備内容	—

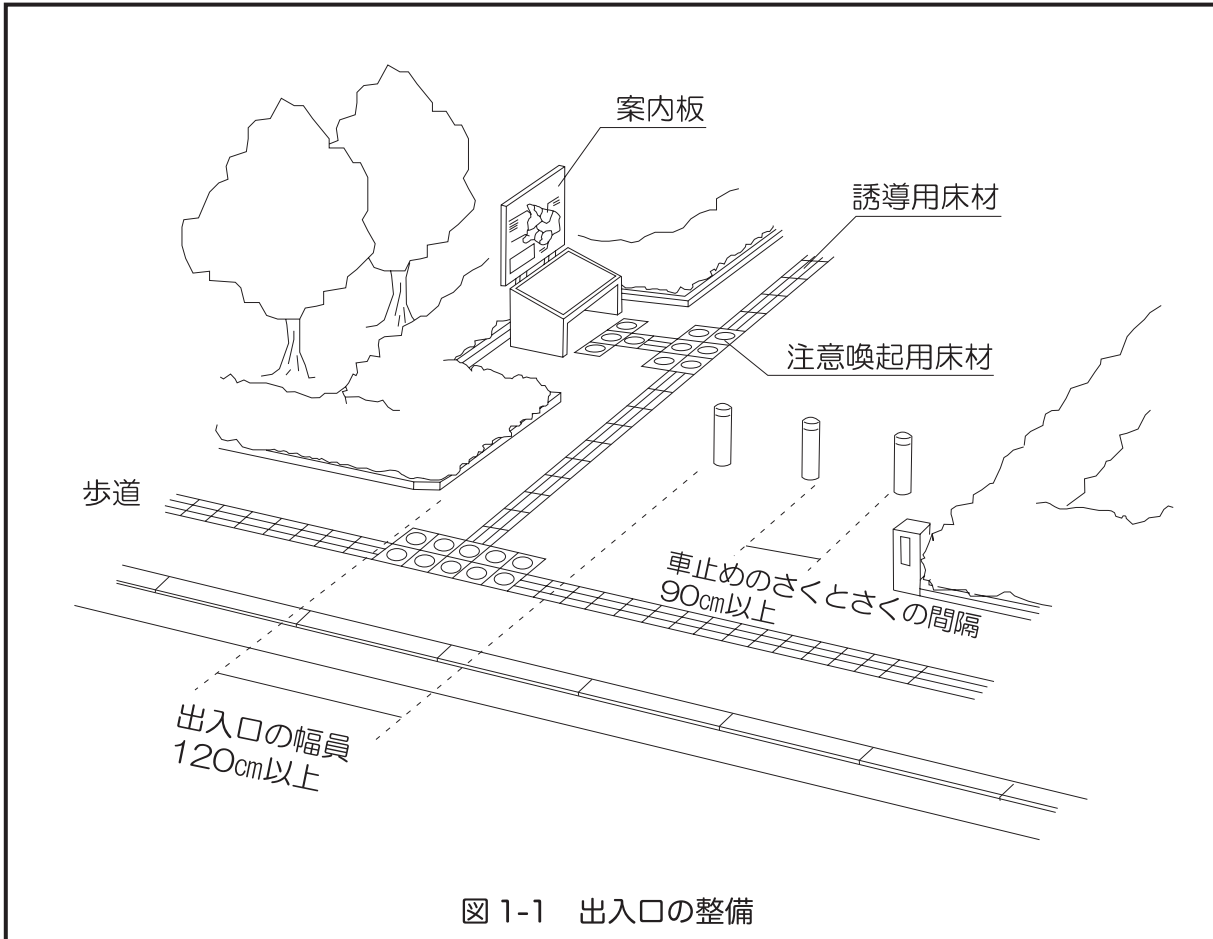


図 1-1 出入口の整備

2.1 基本的な考え方

公園の園路のうち、1以上の園路は、障害者、高齢者等すべての人が安全で快適に利用できるように、必要な幅員の確保や段差の解消等を配慮する。傾斜路が生じる場合には、車いす使用者が昇降しやすい範囲の傾斜路とする。

2.2 整備箇所

- (1) 園路
- (2) 段差を設ける場合

2.3 整備内容

(1)園路

「1.出入口」に定める構造の出入口に通ずる主要な園路は、次に定める構造とする。

1)幅員

表 2-1

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 幅員(内法) ^の ≥120cm
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	—

2)仕上げ

表 2-2

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	—

3)こう配

表 2-3

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 縦断こう配は、12分の1を超えないこと。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	—

4)排水溝

表 2-4

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 排水溝を設ける場合は、溝ふたは、滑りにくい仕上げとし、車いすのキャスター、つえ等が落ち込まない構造とすること。
●基準に適合する整備内容	① 溝ふたは、格子型の場合、短辺方向1.5cm以下、長辺方向5cm以下とすること。(P67 1.建築物 図7-1参照)
◎望ましい整備内容	—

(2)段差を設ける場合

段差を設ける場合は、当該段差は、「1.建築物」の「3.階段」に定める構造に準じたものとし、「1.建築物」の「2.廊下等」の(5)に定める構造の傾斜路及びその踊り場を設けること。

表 2-5

項目	内容
◎望ましい整備内容	<ul style="list-style-type: none">① 園路は、車いす使用者を考慮した主要動線を少なくとも一つは確保する。② 園路と園地に段差がある場合は、車いすで通行できる箇所を適宜設ける。③ 園路の舗装面は平坦で、滑りにくい仕上げとする。

3.1 基本的な考え方

便所は、障害者、高齢者等でも円滑に支障なく利用できるように、「1.建築物」の整備基準に準じて、便所の構造、仕上げ等を考慮して整備する。

3.2 整備箇所

- (1) 多機能便所の設置
- (2) 多機能便所(1以上)
- (3) 多機能便所のある便所
- (4) 不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合(1以上)
- (5) 用途面積の合計が2,000㎡以上の公園に設ける多機能便所
- (6) 用途面積の合計が2,000㎡以上の公園に設ける便所

3.3 整備内容

(1)多機能便所の設置

不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、「1.建築物」の「5.便所」(1)に定める基準に適合する多機能便所を、1以上(男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上)設けること。

(2)男子用小便器のある便所

不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合は、「1.建築物」の「5.便所」(3)に定める基準に適合する便所を1以上設けること。

(3)用途面積 \geq 2,000㎡の公園の多機能便所(簡易式ベッド)

表 3-1

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 用途面積の合計が2,000㎡以上の公園に設けられる(1)に定める多機能便所のうち1以上(男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上)の多機能便所には、簡易式ベッドを設けること(※1)。 ※1 おむつの交換時や体の不自由な人の衣服の着脱時等、幅広い利便性に配慮したもの。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	① P132 第3章 図5-9 参照

(4)用途面積 \geq 2,000㎡の公園の便所(オストメイト対応設備)

用途面積の合計が2,000㎡以上の公園に、不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、「1.建築物」の「5.便所」(5)の1)、2)及び (6)の1)、2)に定める基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上)を設けること。

4. 駐車場

施行規則
別表第2 [4の表 公園に関する整備基準] (4項 駐車場)

公園

4.1 基本的な考え方

駐車場は、車いす使用者等が安全に、かつ、円滑に利用できるように、「1.建築物」の整備基準に準じて、駐車施設等の構造や仕上げを考慮して整備する。

4.2 整備箇所

- (1) 幅員350cm以上の車いす使用者用駐車施設の設置台数
- (2) 幅員250cm以上の移動に配慮が必要な人のための駐車施設の設置台数
- (3) 優先駐車施設から施設の出入口までの距離
- (4) 優先駐車施設の表示方法
- (5) 施設の出入口から優先駐車施設に至る通路(1以上)

4.3 整備内容

不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合は、「1.建築物」の「6.駐車場」に定める基準に適合すること。

表 4-1

項目	内容
◎望ましい整備内容	<ol style="list-style-type: none">① 公園の出入口や構造物の間近で、車の動線を横切らず、こう配の少ない場所に専用の駐車位置を定める。② 歩道や園地からのアプローチは支障のないものとし、優先駐車位置の後部には、安全路を設ける。

5. 案内板等

施行規則
別表第2 [4の表 公園に関する整備基準] (5項 案内板等)

公園

5.1 基本的な考え方

案内板等は、障害者、高齢者等でも円滑に支障なく利用できるように、「1.建築物」の整備基準に準じて、それらの構造、配置等を考慮して整備する。

5.2 整備箇所

- (1) 車いす使用者用特殊構造昇降機、便所、優先駐車施設の配置を表示した案内板等(1以上)
- (2) 案内板等
- (3) 案内所
- (4) 視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した避難用誘導灯

5.3 整備内容

用途面積の合計 $\geq 1,000\text{m}^2$ の公園、又はその敷地には、当該公園、その敷地内の「3.便所」「4.駐車場」に定める構造施設の配置を表示した「1.建築物」の「15.案内板等」(1)から(3)に定める基準に適合する案内板その他の設備を1以上設けること。ただし、当該施設の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。

6.1 基本的な考え方

障害者、高齢者等が公園を利用する際に、休憩することができるベンチや屋外卓等を設けておくことが望ましい。その際、障害者、高齢者等が利用しやすいように配慮する。

6.2 整備箇所

(1) 附帯設備

6.3 整備内容

(1) 附帯設備

表 6-1

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① ベンチ、屋外卓その他の設備は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造(※1)とすること。 ※1 「建築物」に係る整備基準を参考とする。(例)カウンター、便所、通路等の項など
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	① 休憩所を設置する場合は、車いす等の接近性、移動性等を考慮し、配置や間取り等の計画を行う。 ② 建築物の周辺についても、上記と同様の配慮を行う。 ③ ベンチ、屋外卓は、車いすが接近する方向に一定の水平部分を設け、段差は可能な限り避ける。 ④ 屋外卓は、車いすの通行を考慮して配置し、下部は十分なクリアランスをとる。

V. 建築物以外の路外駐車場

1. 出入口

施行規則

建築物以外の路外駐車場

別表第2 [5の表 建築物以外の路外駐車場に関する整備基準] (1項 出入口)

1.1 基本的な考え方

出入口は、障害者、高齢者等のすべての人が安全に、かつ、円滑に利用できるように、幅員、床の構造や仕上げ等に配慮して整備する。

1.2 整備箇所

(1) 出入口(1以上)

1.3 整備内容

(1)出入口

1以上の出入口は、「1.建築物」の「1.出入口」(1)の1)及び3)に定める構造とすること。

2. 駐車場

施行規則

建築物以外の路外駐車場

別表第2 [5の表 建築物以外の路外駐車場に関する整備基準] (2項 駐車場)

2.1 基本的な考え方

車いす使用者の移動にとって、自動車は大きな役割を担う。このため、駐車場には、全駐車台数に応じて車いす使用者用駐車施設を、また1以上の移動に配慮が必要な人のための駐車施設を出入口に近接して設ける。

2.2 整備箇所

- (1) 幅員350cm以上の車いす使用者用駐車施設の設置台数
- (2) 幅員250cm以上の移動に配慮が必要な人のための駐車施設の設置台数
- (3) 優先駐車施設から施設の出入口までの距離
- (4) 優先駐車施設の表示方法
- (5) 施設の出入口から優先駐車施設に至る通路(1以上)

2.3 整備内容

(1)車いす使用者用の駐車施設

表 2-1

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 駐車場には、幅員350cm以上(※1)の車いす使用者用駐車施設を設けること。 車いす使用者用駐車施設の数、 全駐車台数≤200台の場合、2%以上 全駐車台数>200台の場合、1%+2台以上 (当該数に1未満の端数を生じたとき又は当該数が1未満であるときは、端数又は当該数を1に切り上げる)とする。 ※1 車体幅210cmに車いす使用者の乗降幅140cmを加えた幅で、車いす使用者の乗降に必要な幅である。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	① 上記条例に基づく整備基準の他、車いす使用者用駐車施設の数、周辺建物の利用目的や使用頻度等を考慮して決定する。

2. 駐車場

施行規則

建築物以外の路外駐車場

別表第2 [5の表 建築物以外の路外駐車場に関する整備基準] (2項 駐車場)

(2)移動に配慮が必要な人のための駐車施設

表 2-2

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 駐車場で、全駐車台数 \geq 50台の場合、(1)に定める車いす使用者用駐車施設のほかに幅員250cm以上の移動に配慮が必要な人のための駐車施設を1以上設けること。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	—

(3)優先駐車施設から施設の出入口までの距離

表 2-3

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 優先駐車施設(※1)は、当該優先駐車施設へ通ずる「1.出入口」に定める構造の出入口から当該優先駐車施設への距離が、できるだけ短くなる位置に設けること(※2)。 ※1 車いす使用者用駐車施設及び移動に配慮が必要な人のための駐車施設をいう。 ※2 車いす使用者等の移動距離をできるだけ短くして、安全と利便を配慮すること。
●基準に適合する整備内容	① 優先駐車施設は、水平部分に設けること。
◎望ましい整備内容	—

(4)優先駐車施設の表示

表 2-4

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 優先駐車施設である旨を、見やすい方法により表示すること。
●基準に適合する整備内容	① 自動車が駐車すると隠れてしまう所のみでなく、立て看板等の見やすい方法により表示すること。
◎望ましい整備内容	① 進入路には、優先駐車区画が設置されていることがわかる標識を設ける。(P136 第3章 図6-1 参照) ② P136 第3章 図6-2 参照

(5)施設の出入口から優先駐車施設に至る通路の構造

優先駐車施設へ通ずる「1.出入口」に定める構造の出入口から、当該施設に至る駐車場内の通路は、「7.敷地内の通路」の(1)(3)及び(4)に定める構造とすること。

表 2-5

項目	内容
◎望ましい整備内容	① 優先駐車施設及び優先駐車施設から当該施設の出入口までの通路の部分には、屋根等を設置する。(P165 第3章 「(県内事例)2.ターミナルビルへの通路」参照)